

令和5年長浜市農業委員会11月定例総会会議録

令和5年11月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	6番	森川 ゆり
	7番	廣部 重嗣	8番	森 勘十
	9番	橋本 治太郎	10番	村方 義昭
	11番	伊藤 泰子	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

4番 多賀 正和 12番 尚永 稔

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第175号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第176号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第177号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第178号	農用地利用集積計画案について
議案第179号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第180号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第181号	農業振興地域整備計画の変更について

5. 議事録署名委員

9 番 橋本 治太郎 10番 村方 義昭

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和5年11月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内18名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、本日の会議次第について説明いたします。今月の審議事項につきましては3条申請が11件、4条申請が2件、5条申請が8件、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、農業振興地域整備計画の変更承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る11月2日に当番委員、1番の八若和美委員、2番の中川半弥委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。

また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告、欠席委員の報告、4番の多賀正和委員、12番の尚永稔委員の欠席通告をいただいています。

議事録署名委員報告、9番の橋本治太郎委員、10番の村方義昭委員、両委員よろしく願います。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示：平方町地先、田7筆、2,649㎡を売買により分譲住宅用地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、南高田町地先、田1筆、331㎡を使用貸借により住宅するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

番号3、土地の表示、大戌亥町地先、畑1筆、383㎡を売買により住宅するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計31筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田31筆、34,970㎡の解約です。番号1から5は相対で、耕作目的の解約です。次に番号6から20は相対で、転用目的の解約で、翌月以降に申請予定とお聞きし

ております。次に、番号21から26は相対で、耕作目的の解約です。次に、番号27から30につきましては、農地中間管理事業による解約で、耕作者変更の解約となっております。番号27は、後にご説明申し上げます議案第179号番号8、番号28は同議案番号7、番号29は同議案番号5、番号30は同議案番号6でございます。最後に番号31は相対で、耕作目的の解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました2件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第175号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第175号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、ご説明いたします。今月は3条申請が11件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、西浅井町大浦地先の田1筆、3,443㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ稲刈り後の状況でした。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、西浅井町塩津浜地先の畑1筆、279㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、野菜の作付けがされていました。申請地は令和5年7月10日付けで、売買にて3条の許可を行った案件ですが、権利取得の内容が贈与とのことで、再度申請されたものです。

番号3、土地の表示、大路町地先の畑1筆、417㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、草刈がされており、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他府県に居住されており、管理ができないことから、申請地隣接に居住されている耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、小沢町地先の畑1筆、320㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、雑草が繁茂していますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管

理ができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、永久寺町地先の畑1筆、198㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、雑草が繁茂していますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は畑をされなくなり、管理ができないことから、今後申請地付近に居住されることとなった耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号6、土地の表示、黒部町地先の畑2筆、356㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、雑草がありますが耕作再開が可能な状況です。空き家バンクからの案件で、譲受人は空き家に居住するとともに、申請地を畑として使用するため申請されたものです。

番号7、土地の表示、野瀬町地先の畑1筆、99㎡と、登記地目、田3筆、369㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑と、白地の登記地目、田及び青地の登記地目、田で、現地を確認したところ、1筆は野菜の作付けがされており、残り3筆は雑草が繁茂していますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他府県の方で管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、いずれも今後、畑として耕作をしていくとのことです。

番号8、土地の表示、湖北町海老江地先の畑1筆、308㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地を確認したところ、野菜の作付けがされていました。譲渡人は他府県の方で、管理ができないことから耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号9から11につきましては、譲渡人が同じ方であり、申請に至った経緯も同じのため、まとめて説明させていただきます。番号9、土地の表示、余呉町国安及び同町東野地先の田2筆、8,027㎡、番号10、土地の表示、余呉町東野地先の田1筆、583㎡、申請番号11、土地の表示、余呉町国安地先の田1筆、403㎡以上、いずれも贈与にて権利を取得されるものです。また、申請地はいずれも青地の田で、現地確認をしたところ、稲刈り後の状況でした。なお、申請地は、いずれも令和5年9月11日付けで農地法第3条による許可を行った案件ですが、権利取得の内容は贈与であったとのことで、再度、申請をされたものです。

以上、申請番号1から11につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第175号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第175号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

拝見しておりますと、贈与が多いですね。

(二矢委員)

この案件につきましては、どちらともよく知っている方で、仕方がないのではないかと思う。もう一つは、やはりこの辺は田を返還する方も結構出てきておりまして、弱ってる状況でございます。

(会長)

中山地地域以外でも、若い方はいわゆる負の財産ということで、本当に弱っておりますということです。これも時代の流れかと感じます。

(廣部委員)

確かに農地を購入してほしいという話は度々ありますが、購入してまでする時代ではない。ですので、購入するにはどれぐらいが相場なのか知りたいと思っております。また、下限面積がなくなり、わずかな面積の方でも、売買が出てきたと感じております。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第175号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することと賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第176号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第176号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第176号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる10月23日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年11月2日に、1番の八若和美委員、2番の中川半弥委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、曾根町地先、畑100㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は境内地、南は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されております。これは、申請人が、約35年前に自宅を建築した際に駐車場として整備したもので、現在、空き家売却のための事前調査を行っており、転用許可を得ていないことが判明し、今回、申請されたものです。なお、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地北側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、小室町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、小室町地先、畑1,117㎡、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。造園業等を経営している法人の代表取締役である所有者が、敷地を整備して資材置場として貸し出すことになり、今回、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。なお、この案件は、6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第176号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第176号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第177号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第177号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することに

について意見を求めます。令和5年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第177号につきましては、今月の締切までに8件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第176号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受けたいしております。

本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告いただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、本庄町地先、田352㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、貸出人が平成8年に造成して、資材置場、物置等として使用されていきました。このたび、娘夫婦が同敷地に住宅建築を計画し、敷地調査の際に転用申請ができていないことが判明しました。所有者からは、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側にU字溝を設置し、南側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、口分田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は、敷地入口の接道である県道内に、上水道、下水道管が埋設されており、また、500m内に幼稚園と小学校が位置していることから、第3種農地と判

断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

（中川委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、口分田町地先、田396㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は市道、西は道路、南は農地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内で建設業を営んでおり、資材置場の敷地を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。なお、同敷地の北側宅地及び雑種地も売買の話がまとまり、同時期に購入される予定で、同敷地は西側県道から出入りされる計画となっております。また、同敷地はすでに造成されており、これは譲渡人の先代が20年以上前に造成して畑として使用し、その後、家業の資材置場として使用していたものの廃業することになり、今回、売買の手続きを取るようになったこと、また、農地転用の手続きをせずに資材置場として使用していたことに対する経過書等の提出をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できることから、許可相当と考えます。なお、この案件は、6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、高月町雨森地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、高月町雨森地先、田969㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側でプレス加工業を営んでおり、規模拡大に伴う駐車場の確保が急務となっていたところ、所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側にL型擁壁を設置し、敷地西側にU字溝及び会所桝を設置し、南側の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。なお、この案件は、6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、高月町東物部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

（中川委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町東物部地先、田2筆、2,205㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は雑種地、南は水路、北は水路です。

写真をご覧ください。借受人は、申請地の南側で、ポンプ機器等の製造販売をしており、規模拡大に伴う駐車場の確保が急務となっていたところ、所有者と賃貸借の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側水路に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、相撲町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、相撲町地先、田185㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。借受人は父親名義の土地を借りて、住宅を建築する計画がまとま

り、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側に会所枡を設置し、西側道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性がないことから、許可相当と考えます。なお、この案件は、昨年11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、相撲町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、申請番号5に関連があることから、引き続き八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、相撲町地先、田19㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を通路とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は5条転用申請地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、先の申請番号5で審査いただいた一般住宅の通路として使用するために申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性がないことから、許可相当と考えます。なお、この案件も、審査番号5と同じく、昨年11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号7、名越町、布勢町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は両集落の境界付近に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

（中川委員）

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、今回の申請は2ヶ所に分

かれており、名越町と布施町とあります。土地の表示、名越町、布勢町地先、併せて畑3筆、437㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、名越町エリアは、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は雑種地。布勢町エリアは、東は道路、西は山林、南は山林、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人が申請地の北側でグランピング場を経営しており、お客様駐車場の拡張に伴う従業員駐車場の確保が急務となり、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、引き続き、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、木之本町黒田地先、田、1,299㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は現在、申請地の東側の土地について、鉄骨建築業を営んでいる法人に貸し出していますが、同法人が規模拡大に伴い、資材置場の敷地の拡張が急務となり、申請地を資材置場として確保できるようにするために、譲受人が譲渡人から敷地を取得し、造成の上で資材置場敷地として同法人に貸し出すことで話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第177号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

番号5と6についてお聞きします。この申請地は一団の隣接農地だと思います。こちらは通路にする計画などはあるのですか。番号5の申請地が道路に面したらいいっていう事な

のでしょうか。

(事務局)

はい、お答えします。この申請地につきましては、もともと歪な形なのですが1筆でした。今回、あえて分筆し、申請され、目的が住宅敷地と通路とするということで分けられており、写真をご覧くださいと、現在はこの辺りは敷地の西側に道路があるので、元々は、田を耕作する為の道がなく、申請地に入るために今の通路のところを道として、同じ所有者の名義として残っているところであり、実質、一般住宅の敷地の出入りは左側にあります道路で出入りされるわけで、多く使われるということはないだろうという現状ですが、奥の北側のところまで通路として歩けるような状況になっております。その通路の所有者も、全て今回の貸人になっており、こちらの通路の部分につきましては、今回、農地として残っている部分で、今後、農地として使う目的もなく、裏口から通路として利用されるということで、今回、申請されました。なお、この通路の部分を開発に含めるかどうか、開発部門と協議をされましたが、使用部分が多くはないので、分筆をし、申請番号5の一般住宅の部分のみ開発案件となります。申請番号6につきましては開発案件ではありませんが、この場合、農地として残ってしまいますので、あわせてということではないのですが、農業振興地域の青地でしたので、除外されたということもあり、分けて申請されてるところでございます。

(会長)

他にご意見等はございますか。

(將亦委員)

少し、補足説明をさせていただきます。地図をご覧ください。申請地付近に2件、家が建っているのですが、その横に道路があります。これまでは別の道路より農地への出入りをされてきたとお聞きしております。また、別の道路も地目が畑として残っており、他の方達が使用している。このように、他所有の畑を通り、現在、申請された農地まではいけませんでした。そして、今回、道ができ、現在の申請地の左側から出入りができるようになったということです。そうしますと、残ってしまいますので通路として利用したい。現地を確認した委員が、6月の除外案件のときにそういう説明があり了承したという経緯がありますので、もう少し、そのように説明をしていただければ有難かったと思います。いずれにしても、常に、我々、農業委員としては、その時に転用の除外申請を承認しておりますので、今回、宜しくお願い致します。23日の事前当番協議でも、その旨であります。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

同じく番号5、6についてお聞きします。現在はまだ、畑があるとお話しされました。今回の申請地も青地ということですね。圃場整備していなくても、青地はあったのでしょうか。

(事務局)

お答えします。一団の農地となっているところについては、青地もございます。この一帯はまだ、青地として残っております。

(廣部委員)

この周辺は桑畑の感じがするのですが…。

(事務局)

はい、そうですね

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第177号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第178号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第178号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。ま

ず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手3人に対して借り手が3人で、筆数は4筆、合計の面積で、6,945㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者1人、取得者1人、筆数は2筆、面積は4,972㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが利用権設定について、と記載されている番号1から番号4はすべて、相対により地元農業者等に、利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルが所有権移転について、と記載されている番号1から番号2につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号2については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第178号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第178号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第179号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第179号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和5年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させてい

たきます。今月は、新規の中間管理権の設定の案件と、耕作者の変更の案件がございます。まず番号1から番号4までが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手4人に対して借り手が3人で、筆数は4筆、合計の面積で、5,581㎡を利用権設定される計画です。次に、番号5から番号8までが耕作者の変更です。耕作者2人に田4筆、9,121㎡の農地を番号5と6については残年数6年、番号7については残年数5年、番号8については残年数8年で賃借権の設定を行う計画です。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第179号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。15番の大塚高司委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問を受けました、議案第179号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第180号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第180号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から2番までの2件につきましては、いずれも農業経営基盤強化

促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第180号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。
それでは、議案第180号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第181号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第181号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。令和5年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に説明していただきます。

(農業振興課)

議案第181号、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外についてお諮りをしたく、宜しく願い申し上げます。今回の除外申し出地は2件あり、全部で5筆でございます。議案書には、変更申し出地の概要や、変更理由、土地所有者や変更申し出者の情報を記載しておりますので、適時、ご確認願いたいと思います。本日、付議致しました案件は、去る9月1日から22日にかけて受付したものです。青地は農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用はできません。やむを得ず住宅や資材置場などに利用したい場合は、あらかじめ農用地区域から除外する手続きが必要となります。農用地区域から除外するためには、計画の実施に当たり、緊急性が高く、具体的でなければならず、ま

た、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく、許認可の見込みがなければ除外手続きを進めることはできません。このほか、代替性がなく、他の場所では計画できない確認や、直近の土地改良事業の完了から8年以上が経過していること、農地の集団性、連担性、担い手への農用地の利用集積及び周辺農地への影響が少ないことを確認するなど全て満たされた上で、真にやむを得ないものとみなされたものを除外可能が見込める、という仕組みになっております。今、申し上げましたものは除外要件の適否を判断する際の基本となる部分でございますが、この他にも、無秩序な開発を誘発させることがないか、地元の合意が得られているかなど、土地利用に関する総合的な調整を行った上で法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることにより得ることにより除外を決定する仕組みとなっております。それでは各案件につきまして説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。説明は一括で行います。質疑につきましては恐れ入りますが、説明後にお聞きしたく、宜しくお願いします。

それでは1件目の高月町柏原地先の案件です。お手元の議案書をご覧ください。場所は、高月町柏原字菅野地番1285番、畑です。面積は465㎡です。変更する理由につきましては、駐車場として土地利用するためでございます。スクリーンの位置図をご覧ください。赤く表示された場所が申請地です。申し出地は、平成27年4月に申請地近隣でデイサービス施設を開設されて以降、介護保険法に基づきます指定介護予防支援事業の他、居宅及び通所サービス事業を展開されておられます。申し出地は柏原集落の西側に位置しており、東方面は道路側溝を挟んで、県道井口高月線に面し、北は排水路、西は用水路及び農道釈加堂立町線、南は県道と農道を繋ぐ公衆用道路と接しております。次に航空写真をご覧ください。申し出地周辺一帯の状況でございます。除外申し出に至った経緯としまして、現在、施設利用者の送迎用車両4台、職員用車両4台及び来所者の車両など約10台分の駐車スペースが日常的に必要となっております。事業所敷地内はすでに手狭であり、駐車スペースが不足する場合はやむなく近隣に停めて、応急的に対応をしている状況とのことです。事業所近隣で適地の確保を検討されるも距離的に不適であったり、土地交渉が整わなかったことから、この度の申し出地を選定されました。土地利用計画図をご覧ください。青地の区域は緑色でお示ししております。現地写真をご覧ください。1枚目の写真は西側の道路から北東方面を撮影したものです。黄色で示した範囲が今回の申し出地です。2枚目の写真をご覧ください。写真は東側の県道から西方向を撮影したものです。駐車場への出入りはこの道路を介してされる計画です。ちなみに送迎用の車両が軽自動車を使って行われています。3枚目の写真は県道から南方面をものです。北側には排水路があります。4枚目の写真は西の農道から東方面を撮影したのです。手前に用水路があります。写真の撮影時期は10月初旬で、少し草が緩和している状況でございますが、現在は綺麗に刈り払われております。申し出地は農用地区域の周辺を位置しております。周辺の道路及び水路と接していることから、除外により農用地の集団性、効率性の損なうものではありません。また、土地利用の目的は駐車場であることから、周辺農地に対する日照や排水による農業用水への影響は生じな

いものと考えております。現在、申し出地は耕作をされておらず、土地所有者が保全管理のみ行っておられる農地であります。規模的にみても、周辺の農業経営や担い手の利用集積等への影響は少ないと判断しております。また、道路からの乗り入れ口につきましては、段差を埋める為に、若干、盛土される程度で、大規模な造成工事や、工作物の設置等が予定されていないことから、周辺の水路や農土は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保される見込みであり、今後の維持管理に支障等はないと考えております。なお、申し出地は、過去の圃場整備事業により管理処分が行われた経緯を確認しておりますが、現在は湖北土地改良区の受益地外であり、直近の土地改良事業の完了から8年以上が経過していることを確認しております。この度の土地利用計画につきましては、事業の継続に伴い必要となる駐車場確保が目的であり、他に代替地はなく、除外5要件全て満たされております。また、地元自治会及び農業組合の同意も得られており、除外はやむを得ないものと考えております。

続きまして、2件目の高月町西阿閉地先の案件です。お手元の議案書の方の資料をご覧ください。全部で4筆ございます。場所は高月町西阿閉字五位2214番、畑、外3筆です。面積は合計で509㎡でございます。変更する理由につきましては、駐車場および資材置場として土地利用するためでございます。スクリーンの位置図をご覧ください。赤くお示ししておりますところが今回の申出地です。申し出地は隣の東阿閉集落との境界付近に位置します。周辺の状況につきましては、北側に水路を挟み、県道南浜山本高月線に面しており、東は農道五位線と接しています。この度の申し出地が少し歪な形をしておりますのは、県道との敷地の間に、地元自治会が管理されておられる用水ポンプ設備や圃場整備事業の竣工記念碑が混入されており、この部分を除いて計画されたためです。航空写真をご覧ください。申し出地周辺はご覧の通りです。申し出者は、一般貨物自動車運送業や産業廃棄物収集運搬業及び鳶土工、コンクリート工事業を運営する事業者であり、会社代表者は除外申し出地近隣に居住されております。当初1台のトラックから始まった事業は、平成24年11月には株式会社を設立するに至り、経営が軌道に乗ったことで、現在では10 tトラック12台、30 t級トレーラーが1台、バックホウ4台、社用車4台等所有され、今後も増加見込みと伺っております。順調に業務拡張が続く中、重機類や運搬用車両、砕石等の建築資材の取り扱いが増加したことで、既存敷地が手狭になり、新たな事業用地の確保が必要となりました。青地以外の周辺地で交渉を行うも整わず、やむなく近くの青地の畑地で検討されることになりました。土地利用計画図をご覧ください。青地の区域は緑色でお示ししております。土地は東から西へ順に並んでおります。現地写真をご覧ください。1枚目の写真は、西から東方面を撮影したものです。除外申し出地があった4筆の内、3筆は保全管理のみで、防草シートで覆われている状況です。2枚目の写真は、県道よりの西から東方面を撮影したものです。奥に記念碑等がございます。3枚目の写真は、北の県道から南方面を撮影したものです。手前の水路上に乗り入れ口がありますがここは使用できませんので、西側に橋を架け、乗り入れ口を整備される計画と伺っております。4枚目の写真は東の農道から北方面を撮

影したものです。黄色でお示ししている線の枠外に地元管理の竣工記念日や用水ポンプ設備がございます。申し出地は農用地区域の周辺に位置し、農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。また、敷地の整備に当たっては、周囲を擁壁で囲み、隣接農地に土砂が流出しないよう施行される予定と伺っております。また、土地利用の目的が駐車場および資材置場であることから、周辺農地に対する日照や排水による農業用水への影響は生じないものと考えております。申し出地の現況は、土地所有者による畑作や保全管理を行っており、規模的にみましても周辺の農業経営や担い手の利用集積等への影響は少ないものと判断しております。周辺の農土及び水路が除外後も引き続き、同様の機能が確保され、その後の維持管理に支障をきたすものでもございません。また、直近の土地改良事業の施行区域に含まれておらず、湖北土地改良区の受益地外であることを確認しております。本件の土地利用につきましては、駐車場及び資材置場等の確保を目的に計画されたものがありますが、他に代替地はなく、除外5要件を全て満たされております。また、地元自治会および農業組合の同意が得られており、除外はやむを得ないものと考えております。

以上で除外要綱の説明を終わります。ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第181号についてご意経緯を見ご質問を求めます。
ございませんか。

(八若委員)

2件目についてお聞きします。その規模が必要なのか、それだけの面積が必要なかがわかりません。

(農業振興課)

お答えします。現在、特に平日の日中は車両が出払っておりますので、割と閑散として
いる実態があるのですが、申し出書の提出時に土地利用計画図を添付して頂いております。
その中で、所有されている車両、建築資材等については、やはり、今現在もとても狭湾な
状態が続いておりますことから、当然、隣接地近くでそういった場所の確保が必要なので
すが、重機の置場や、具体的な建築資材の置場を遂行計画の中でお示ししてあることから、
今回の509㎡が全ての土地、敷地全体を有効に使われていることを確認しましたので、その
転用をされる面積でも満たしておりますので、今回、509㎡が私共は確認致しましたので、
手続きに及んだ次第でございます。

(会長)

他にございませんか。

(將亦委員)

1件目についてお聞きします。田と段差はあるんですね。

(農業振興課)

はい、段差がございます。

(將亦委員)

これから転用するときは、この現状のままで擁壁等はせず、段差があるので大規模な造成はなく、申請が出てくる予定ですか。

(農業振興課)

今、申出書の内容と、受付時の聞き取りをしている中では、周辺の農地へ土砂が崩れたり、排水とか流れ出ないようなことの注意を促しておりましたら、擁壁の計画をお話しいただきましたので、今回、そのように進められるということで、私共も周辺農地に影響がないと確認しました。今のところ、擁壁の計画を話されましたので、今回、そのように進められるということで、私共も周辺農地に影響がないと確認しました。今のところ、擁壁を造られると伺っておりますので、特段、指導する内容に、周辺地配慮して進めていただきたいのですが、現状、特段何もなくてもいいよってということも言ってくれませんので、事業者としては他の農地と区別して管理されていくと伺っておりましたので、今のところは擁壁整地されると伺っております。

(將亦委員)

はい、ありがとうございます。いずれも換地処分する時に、当時は畑であっても必要かなということでこのようにできたのだと思うのですが、2件とも現在は不耕作地。片方は一部、野菜の作付があると状況ですが、この頃は畑の管理が難しい状況なのでなかなか大変だなと思いますし、地理的に見れば、すでに畑として他の田との段差等もあり、今回の申し出事業者の事業拡大といいますか、事業の為の駐車場とか、資材置場ということで、地理的にはやむを得ないと私は思うのですが、どこの地域でも畑というのは管理が難しい状況になっているので、このような申請が出てくるのかと、感じるところでございます。私は異議がございません。

(会長)

他にございませんか。

(森委員)

一部、他の方が所有地している畑がございますね。今後も継続して耕作されるのか、そ

の土地の所有者と、今度、新たに申請された方との承諾っていうか、了解を取られているのでしょうか。

（農業振興課）

はい、そちらは地元の自治会が管理されております記念碑の敷地で、あと水が少なくなってしまう地区ということで、池があり、用水ポンプ設備が設置されている場所になっているということで、今回ちょっとそこをよけて申し出があったということになっております。道ではございません。

（森委員）

わかりました。

（会長）

他にございませんか。

（会長）

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。それでは、議案第181号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認するに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

（会長）

私から一つお聞きしたいことがございます。40年前は圃場整備で軒下まで青地にした。それが今では自己所有の農地で土地でありながら、若い世帯の住居が建てられないというところがあり、担当課へ伺っても出来ないと言われたと聞きますので、やはりもう少し柔軟かく、できない理由をご説明頂けると有難いなと思います。理解はしておりますが、私があえて言うならば、集落周辺の50m、100mの円を描き、白地にし、状況に応じて考慮できるといいなと思います。見直しされるということですので、是非とも宜しく願います。

（農業振興課）

貴重なご意見として承りました。ありがとうございます。

（將亦委員）

私からも関連したことをお話しします。圃場整備した時に先程のように、集落に近い所、

山に近い所を畑換地にした経緯がある地域があると思います。中山間地の畑では獣害が多いので、管理できていないところがたくさんあります。私達、農業委員と事務局とで、毎年8月に農地パトロールを行っておりますが、特に、その中山間地域の圃場整備したところで畑換地した農地は、ほとんど作付けがされておられません。やむなく放置され雑木が生えていたり、所有者が果樹を植えたが放置されたままになっているところなどたくさんあり、農地パトロール後、毎年、所有者の方に耕作していただくよう、お伝えしている。私共、委員も言い辛いところもございます。5年前、私が農業委員となった時の農地パトロールで、中山間地域の放置されている農地に伺った時、どうなってるんですか、と問うと、所有者の方は、何を耕作しても駄目だと話されました。それから考慮しながらお伝えするようにはしております。今回、農業振興課が各自治会長宛てに振興地域の除外や見直し等について意見を求めるアンケートをされておられると聞き、私の担当地域の自治会の会議があり、出席をさせていただきました。現在、アンケートが届いているが、自治会長が地図や現地を見ていただき、農業委員から勧めるものではないのですが、そのような状況の農地はできたら除外をしていただいて、そして植林をするとか、他の用途に使えるような耕作を、自治会として考えていただいた方が、放置になっているより植林をして管理した方がいいのではないかと思いますので、そのように勧めております。全国的にもそのようなことがあり、毎月、農業委員会に関する農政の動きや、私は農業新聞を読んで思うのですが、その中で農業、農政の動きがあり、山間地域に近い農地で耕作放棄地が増えるよりは、植林をして山林化し、管理していった方がいいのではという動きが農水省でもある。できればそういうことを進めていった方がいいのではないかと思いますので、行政が見直しをするときには、できるだけそういうところを重点的にしていただければ有難い。各自、目的があってされる場合は、振興課が受付をされ、審査をされ、私共が協議し、県へという手順になっておりますので、できれば県はそのところを考慮していただいて、分家住宅等を建てられる際には手続きをしていただければいいのではと思います。また、今日の農業新聞を読んでおりましたら、除外申請と転用申請と開発案件行為、それらの手続きを緩和し、同時に進めて、電子部品等の開発、生産をされる工業が出てこられるように、その開発及び転用の案件を緩やかにして、手続きを早くするという動きが自民党の方から農水省にいき検討しているということになっております。農水省は経産省とも調整しながらとなっており、基本的に農水省は行っていきますが優良農地がどんどん減らされることについて危惧しているという話がある。私共、農業委員といたしましても、地域の経済も大事ですが、優良な農地がどんどん無くなっていくのは余り好ましくないと考えます。なかなか調整が難しいとは思いますが、今、そのような動きがあるということで、ある程度は私達も施策として動く状況にあるのならばやむを得ないということで、進んでいかなくてはと思う。基本的に除外申請については農業行政の方から、ということでもありますので、できるだけ地域への経済、住民の利便性、優良農地の確保という、難しいですが3要素が絡めてやっていかなくては、と思います。しかし、軒下まで青地になっている案件については個別に申

請され、認めていくのが適正ではないかと考えます。当時、伊香郡やびわ町もそのような傾向があった。浅井町は圃場整備がありました、ある程度残ってところもある。実は今回の転用案件の中に、圃場整備もされていない農地ですが青地のところがございます。私の持論ですが、集落で圃場整備していない農地は、個々の案件をなしに除外してはどうか、と行政からお伝えするのがいいのでは、と話している。県には説明が難しいとは思いますが、畑地で優良農地を青地で残す時代ではない。やはり、水稻作付で圃場整備したところはなるべく守るという基本的な方策を立て、除外申請をされるようにした方がいいのではないかと考える。特に旧長浜市では、住宅の中の畑地が青地で残っているのが多い。そこはもう少し何とかしてあげた方が住民にとっていいのではないかと考える。また、白地の地域の活性化についてですが、浅井地域にある集落では用途区域というより、昭和の始めからどんどん開発がされているところもありますので、その辺は農業情勢の中の青地でなく、もう一つ、都計法上の用途となっておりますので、皆さん方もご理解いただければと思います。虎姫町にある農地も、集落によっては別の用途区域に指定されておりますので、田ではありますが、開発ができるというところがあります。事務局も農業委員もできれば都計法上の用途と農振法上の用途等、そのような説明もしていただければ有難いかと思います。以上です。

（農業振興課）

ありがとうございました。この場だけでも様々なご意見をたくさんいただきました。今、やっている作業につきましても、8年前に行っております、1回目の見直しの時にまとめている農用地区域の設定をするための方針も整備しております。これに準じて、今回も行っていきたいのですが、やはり国と経済事情、自然環境も変わってきておりますし、またコロナ禍もあけまして、私共の窓口でたくさんの事業者の方から、いろんなご相談を承っている状況です。日に日に、いろんな計画をしていただいた方々が新しい用地を求めたり、また、学生の方が、就職を期に地元に戻ってこられるような事案も徐々に増えているのを感じております。確かに、個別に農振除外の判断をするのが、一番適切なやり方かと思うのですが、集落に近い農地の取り扱いの見直しをやっている意義でもあり、今の時世に則したかたちで農村の振興にどれほど寄与するのか十分に考えた上で、区域の設定の見直しをしたいと思っております。また、山際の土地に関しましても、私も以前に農地パトロールを行ったこともありまして、重々、地域の事情というのは分かっておりますが、そういった過去の畑地としても換地をされている経過というのは十分知らなかったところがありました。今、30年、40年経過し、また今後、農業の投資が見込めるかっていうと、なかなか農地として農業投資が見込めない場所にある農地はその過去の経緯から引き継ぎをして、青地で縛ってしまっていることが、かえって地域のいろんな課題解決にならないようでしたら、今年度、来年度でやっております区域の見直しで、地域の事情も含みながら、少しずつ見直していきたく、当課としても思っております。今はまだ、本当に始動した状況で、

なかなか個別に各集落の状況や現場も含め、私もわかっていないところがございます。農業委員の皆様のお力添えをいただきながら、一つ、一つまとめていきたいと思います。今回、青地の区域を、当然、長浜市としましては、都市計画の方とも制御をとりながら、各課から進めているところであります。長浜市にとっては、国土利用計画というものがございまして、ここである程度、この区域はこのような町づくりを進めていく、というようなことなど、大きなテーマを持ってまとめている計画が一番上位にあります。そういった計画が、昨年度にできております。今回、都市計画のマスタープランの見直しがかかっているのですが、整合なり、今後の見通しというものは、大元の上位の計画にも即したかたちで見直しができればということをおっしゃいますので、内部でも十分に協議しながら、まず原案を作成し、また、こういった場でお示しさせていただきながら、皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がなければ、以上で、本日の議案審議を終了します。